

熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料展示室 博物館実習生受入要綱

1 趣旨

本要綱は、熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料展示室（以下、「展示室」という。）における、博物館実習生の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

2 受入条件

展示室での博物館実習生の受入れについては、各大学において、展示室での実習を学芸員課程における博物館実習の単位として認定する場合に受け入れるものとする。その確認は、実習希望者、所属大学の学芸員課程担当教員及び学芸員課程担当事務室とで行う。

3 定員

展示室での博物館実習生の1年度当たりの受入定員は、4名までとする。

4 受付期間

博物館実習生の受付期間は、原則として、その年の4月1日から4月末日までとする。

5 提出書類

展示室で博物館実習を希望する者は、所属大学の学芸員課程担当事務室を通して、各大学の書式による実習希望に関する書類及び各実習希望者の顔写真付きの身上書（履歴書）を提出するものとする。

6 選考

- (1) 展示室での博物館実習を希望する者が定員を越えた場合、実習希望に関する書類等により、展示室で選考を行う。
- (2) 選考による実習の可否については、展示室担当から実習希望者の所属大学及び実習希望者に対し、受付期間終了後に（様式1）の通知を速やかに郵送するものとする。

7 選考基準

次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学が適当と認めた者
- (2) 大学において博物館概論の単位を修得した者
- (3) 実習期間中、埼玉県内に居住している者

8 実習時期等

- (1) 展示室での博物館実習の時期は、7月下旬から8月上旬とする。ただし、展示室の年間計画による時期の変更を妨げない。
- (2) 実習日数は、原則として7日間、1日当たりの実習時間は、午前9時から午後4時までの6時間（1時間の休憩時間を除く。）とし、原則として42時間の実習時間とする。
- (3) 体調不良等により実習を休む場合、実習時間数と博物館実習の単位との関係は、所属大学の学芸員課程担当教員及び学芸員課程担当事務室が判断し、原則として、実習時期及び日数等の変更は行

わないものとする。

9 カリキュラム

博物館実習のカリキュラムは、文部科学省のガイドラインに沿った内容とし、実習生の今後に備え、美術、歴史、考古、民俗、自然科学等、偏りのない実習内容とするよう配慮する。

10 保険及び実費等

- (1) 実習生が博物館実習を行う時に必要な傷害保険等は、実習生の所属大学において加入するものとする。
- (2) 実習期間中の交通費等の実費は、実習生の自己負担とする。ただし、所属大学による補助を妨げるものではない。

11 評価等

- (1) 出勤簿及び実習ノート等については、実習生の所属大学の書式によるものとする。
- (2) 博物館実習の評価等については、実習生の所属大学の書式によるものとする。
- (3) 博物館実習を修了した実習生に対しての証明書は、原則として、実習生の所属大学の書式によるものとする。特段の書式がない場合は、展示室の書式により発行するものとする。

12 その他

展示室の都合により日程等を変更する場合は、展示室から実習生及び学芸員課程担当教員へ速やかに連絡するものとする。

附則 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

熊図第 号
年 月 日

大 学
学 長 様

熊谷市立熊谷図書館
館 長

年度博物館実習生の受入れについて (回答)

平素より大変お世話になっております。

年 月 日付 号で依頼のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

受入れる場合は、別紙として実習生に送付する「実習開始日のご案内」を添付します。

記

- 1 博物館実習の受入れ 受入れいたします ・ 受入れできません
- 2 実習生人数及び氏名 人数： 名

No	実習生氏名	所 属	専 攻
1			
2			

- 3 実習期間 別紙のとおり

4 備 考

- (1) 実習期間中の傷害保険等については、貴大学において加入してください。
- (2) 実習期間中の交通費については、実習生の自己負担とします。
- (3) その他、必要事項については適宜調整させてください。

【担当】熊谷市立熊谷図書館 美術、郷土係
所在地：熊谷市桜木町 2-33-2
電 話：048-525-9463
FAX：084-525-4552